

高松市市有施設 L E D 化業務委託
(令和 7 年度分)
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月
高松市

目次

1	業務の概要	1
2	参加条件	1
3	失格に関する事項	3
4	図面データの貸与	4
5	質問の受付及び回答	4
6	参加申請	5
7	企画提案書の提出	6
8	プレゼンテーションの実施	8
9	受託候補者の選定	8
10	企画提案者が1者の場合	9
11	審査結果について	9
12	業務委託契約	9
13	プロポーザルの中止等	10
14	適正な労働条件の確保に関する項目	10
15	不当要求行為の排除対策	10
16	その他留意事項	10
17	周知事項	10
18	スケジュール	11

1 業務の概要

(1) 業務名

高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（令和7年度分）

(2) 目的

高松市（以下「本市」という。）では、令和2年12月に、2050年にCO2排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティたかまつ」を宣言した。令和4年3月には「高松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えた2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、目標を達成するための取組として「市役所の率先実行」を掲げ、市有施設等の率先した脱炭素化に取り組むこととしている。

本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けた効率的・効果的な取組として、本市が所有する施設の屋内照明設備をＬＥＤ照明へ更新するものであり、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO2排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（令和7年度分）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 対象施設

本市が所有するコミュニティセンター、出張所、消防施設など 計101施設（別紙1「高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（令和7年度分）対象施設一覧表」のとおり）

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(6) 提案上限額

A施設群（18施設）：105,424,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

B施設群（23施設）：115,170,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

C施設群（26施設）：115,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

D施設群（20施設）：97,812,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

E施設群（14施設）：115,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各施設群の内訳は、別紙1「対象施設一覧表」のとおり。

※5つの施設群のうち、希望する施設群のみ参加することも可能。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定する。

2 参加条件

(1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。なお、各

参加者の構成員は、本プロポーザルにおける１（６）で区分する同一施設群において、別途単体企業として応募することができず、かつ、２以上の参加者の構成員となることはできない。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。

（２）参加者の役割

ア 参加者は、次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

（ア）統括役割：本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

（イ）調査役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

（ウ）機器調達役割：LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

（エ）施工管理役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を１者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。

（３）参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、グループ等の場合は、グループ等の各構成員が全ての要件（ただし、イは施工管理役割を担う者に限る。）を満たすものとする。なお、１（６）で区分する各施設群への重複参加及び重複受注は可とする。

ア 本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式第３－１号）の提出の時点において、本市における「令和５・６年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿」、「令和５・６年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿」又は「令和５～７年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」のいずれかに登載されていること。

イ 施工管理役割を担う者は、本市における「令和５・６年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿」に業種「電気」で登載され、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。また、同法第２６条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、施工管理役割を複数の企業で構成する場合は、施工管理役割を担う構成員はそれぞれ主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ウ 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めない。）。

エ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

オ 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）による指名停止を受けていない者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

ク 次に掲げる団体でないこと。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

（イ）政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

ケ 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した市税、法人税又は消費税及び地方消費税（本市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。

コ 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）参加条件の要件を満たさなくなった場合
- （2）本市が求める提出書類の提出がなかった場合
- （3）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （5）プレゼンテーションを理由なく欠席した場合
- （6）審査の公平性を害する行為があった場合
- （7）見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む額）が提案上限額を超えている場合
- （8）見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。）

- (9) 提出書類の郵送又は持参等において、本市が指定する方法以外で提出された場合
- (1 0) その他不正な行為があった場合

4 図面データの貸与

希望する者には、次のとおり図面データ（平面図）を貸与する。貸与する図面データは、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

(1) 貸与期間

令和7年2月10日（月）から令和7年3月31日（月）午後5時まで

(2) 申込方法

図面データの貸与を希望する者は、図面データ貸与申請書（様式第1号）を記載のうえ、次の申込先へ電子メールで申し込むこと。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

(3) 申込先

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

メールアドレス：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

(4) 貸与方法

図面データ貸与申請書（様式第1号）に記載された受領希望日時をもとに別途本市が指定する日において、図面データを記録した記録媒体（CD-R）を貸与する。貸与場所はゼロカーボンシティ推進課とする。

貸与した記録媒体は、令和7年3月31日（月）午後5時までに貸与場所へ返却すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第2号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

(2) 提出先

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

メールアドレス：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

(3) 提出期間

令和7年2月10日（月）から同年2月20日（木）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年2月28日（金）午後1時までに高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課ホームページに掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	参加表明書（様式第3－1号）	正本1部
2	配置予定技術者確認申請書（様式第3－2号） ※本事業において主任技術者又は監理技術者となる予定の者の資格を証する書類を添付すること。	正本1部
3	応募グループの構成員一覧表（様式第3－3号） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。	正本1部
4	会社概要書（様式第3－4号）又は会社概要書の内容が記載された会社パンフレット等（写し可）	正本1部
5	委任状（様式3－5号） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。	正本1部
6	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可） ※参加者が高松市外の事業者であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出すること。 ※グループ等で参加する場合は、全ての構成員について提出すること。	正本1部
7	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可） ※本店所在地を管轄する税務署で発行されたものを提出すること。 ※グループ等で参加する場合は、全ての構成員について提出すること。	正本1部

（注）参加申請する1（6）で区分する施設群ごとに書類を作成すること。

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

令和7年2月28日（金）から同年3月14日（金）正午まで

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（日曜日、国民の祝日に関する

る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）（以下「休日」という。）を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

（4）提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

（5）企画提案者の選定

企画提案書等を提出する資格の有無については、令和7年3月17日（月）までに参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。なお、参加資格に該当した者には該当した旨とプレゼンテーションの実施場所や日時等の詳細を、該当しなかった者には該当しなかった理由を通知する。

（6）辞退

参加表明書提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）」を郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

提出期限は、令和7年3月24日（月）正午まで（郵送の場合は必着。）とする。

7 企画提案書の提出

企画提案者に選定された者は、次のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	企画提案書（様式任意。ただし、表紙は様式第4-1号を、類似の業務の実績は様式第4-2号を使用すること。） 表紙、類似業務の実績、実施体制、全体スケジュールなど、仕様書及び選定基準の内容を踏まえ、作成すること。 ※原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。 ※両面印刷で20枚以内（表紙、目次及び類似の業務の実績はページ数に含めない。）とすること。 ※文字サイズは、11ポイント以上を基本とすること。 ※プレゼンテーションは企画提案者名を伏せて行うため、企画提案書には企画提案者名を記載しないこと（表紙（様式第4-1号）を除く。）。 ※記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。	正本1部 副本7部

2	エネルギー削減効果比較表（プロポーザル提案用）（様式第4－3号） ※試算条件を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書（様式第4－4号）の数値と一致させること。	正本1部 副本7部
3	エネルギー削減効果比較表内訳書（プロポーザル提案用）（様式第4－4号）	正本1部 副本7部
4	見積書（様式第4－5号） ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で見積もること。 ※会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先（注2）を記載したもの（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となる。）。	正本1部
5	見積額内訳書（様式第4－6号） ※見積書（様式第4－5号）の内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。 ※見積書の金額と見積額内訳書の金額は必ず一致すること（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。）。	正本1部

（注1）参加申請する1（6）で区分する施設群ごとに書類を作成すること。

（注2）責任者及び担当者の氏名、連絡先とは、次の3つを指す。アからウまでについて全て必要となる。

ア 責任者（事務を担当する部門の長）の氏名（フルネーム）

イ 担当者（事務を担当する部門の者）の氏名（フルネーム）

ウ 連絡先として電話番号（事務を担当する部門の電話番号）

※詳しくは、契約監理課ホームページ「押印の義務付け廃止に伴う入札書等の取扱いについて」を参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/sonota/20230301105632333.html

（2）提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

（3）提出期間

令和7年3月18日（火）から同年3月24日（月）正午まで

※受付時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（休日を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

（４）提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 1 5 号
高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

（１）実施予定日

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

※応募者多数の場合は、予備日（令和 7 年 3 月 2 7 日（木））でも実施します。

（２）実施場所

高松市役所で実施する。

（３）実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの参加人数は、5 名以内とする。

ウ 所要時間は、1 企画提案者につき、2 5 分以内（企画提案者からの説明 1 5 分以内、質疑応答 1 0 分以内）とする。複数施設群に参加する場合であっても、1 施設群ごとにプレゼンテーションを行うこととし、複数施設群に参加することに対する評価は行わない。

エ 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクタ、スクリーン及び接続ケーブル（HDMI）は、本市で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約 1 5 分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間（1 5 分）に含める。

キ プレゼンテーションは企画提案者名を伏せて行うこととする。また、プレゼンテーションは、非公開とする。

ク 企画提案書の書面審査のみ実施し、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

9 受託候補者の選定

見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、「高松市市有施設 L E D 化業務委託（令和 7 年度分）に係る受託候補者選定要領」に定める選定員が、別紙「高松市市有施設 L E D 化業務委託（令和 7 年度分）公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき厳正に審査の上、各選定員の評価点の合計（以下「総合点」という。）を、評価した選定員の人数で除した平均点が 5 割（以下「最低合格点」という。）以上かつ総合点が最も高い企画提案者を提案評価第 1 位とし、最優先交渉権を得るものとする。総合点が最も高い企画提案者が 2 者以上ある場合は、「L E

D導入による効果点」が高い企画提案者を提案評価第1位として選定する。「LED導入による効果点」も同点の場合は、選定員間で協議し、提案評価第1位を決定する。

提案評価第1位が決定したものから順次、受託候補者に対し本市から連絡する。なお、複数の受託候補者となった者でその一部を辞退することを希望する場合は、本市から受託候補者となった旨の連絡をした際に申し出ること。

10 企画提案者が1者の場合

企画提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低合格点以上となる場合は、受託候補者として決定する。

11 審査結果について

審査結果については、全ての企画提案者に対し書面を持って通知するとともに、本市公式ホームページ「もっと高松」上で受託候補者名を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総合点については、高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課窓口で問い合わせることができる。なお、他の企画提案者の順位・総合点については、非公開とする。

また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

12 業務委託契約

(1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(2) 本市と受託候補者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。

なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。

(3) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

(4) 契約方法は、随意契約とする。

(5) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。ただし、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本市に寄託して、契約金額の10分の4に相当する額以内の額の

前払金及び契約金額の10分の2に相当する額以内の額の間前払金の支払を本市に請求することができる。

1.3 プロポーザルの中止等

本市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。

1.4 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.5 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html

1.6 その他留意事項

- （１）本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- （２）提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとするが、本市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （３）提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （４）全ての提出書類は、返却しない。
- （５）ＬＥＤ化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- （６）受託者は、ＬＥＤ照明設置業務等において、可能な限り市内業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

1.7 周知事項

- （１）売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））。

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の宛先：総務局コンプライアンス推進課内 高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。御留意いただきたい。詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjun.pdf

18 スケジュール

	内容	日時
1	公募開始	令和7年2月10日（月）
2	質問書受付期限	令和7年2月20日（木）午後5時まで
3	質問回答期限	令和7年2月28日（金）
4	参加表明書等提出期限	令和7年3月14日（金）正午まで
5	企画提案書等提出期限	令和7年3月24日（月）正午まで
6	プレゼンテーション	令和7年3月26日（水） （予備日：令和7年3月27日（木））
7	受託候補者の決定・公表・通知	令和7年3月31日（月）予定
8	受託候補者との協議	結果通知日～令和7年4月上旬頃
9	契約締結	令和7年4月15日（火）予定

【問い合わせ先】（提出先）

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

（高松市役所本庁舎13階）

電話：087-839-2393

電子メール：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp